第34号様式(公売通知書兼債権申立催告書)(利害関係人用)

|  |
| --- |
| 公売通知書兼債権申立催告書 |
| 利害関係人住(居)所 | 年　　月　　日小野町長　氏名 |
| 氏名　　殿下記により差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに町に提出して下さい。なお、この公売処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内(当該差押財産が不動産、船舶、航空機、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等であるときは、下記の代金納付期限まで) に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 公売財産 | 滞納者 | 住(居)所所在地 | 　 | 氏名名称 | 　 |
| 名称、性質、所在、地上権等の内容、その他 | 数量 | 公売保証金 | 見積価額 |
| 　 | 　 | 円 | 円 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| び日時方法及公売の | 入札せり売 | 年　月　日午 | 前後 | 　時　分から( )午 | 前後 | 　時　分まで |
| 開札 | 年　月　日午 | 前後 | 　時　分 |
| 公売場所 | 　 |
| 売却決定 | 日時 | 年　月　日午 | 前後 | 　　時 | 場所 | 　 |
| 代金納付期限 | 年　月　日午 | 前後 | 　　時 |
| 買受人についての資格その他の要件 | 　 |
| 　 |
| その他 | 　 |
| 　 |
| 公売に係る徴収金 | 年度 | 税目 | 納期 | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 滞納処分費 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

備考　「滞納処分費」欄に掲げる金額は、この文書作成の日までのものです。記載要領

一　この通知書は、徴収法第96条の規定に基づき同条第1項各号に掲げる者のうち知れている者に対して公売の通知をする場合に使用する。

二　交付要求(参加差押を含む。)をしている者に発するものについては、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、たとえば名称、その他については「何年何月何日差押にかかる三方桐三重箪笥1棹ほか家財道具何点」とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略してもさしつかえない。

なお、「公売財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであることに留意する。

三　この催告書を発送する場合には、債権現在額申立書の用紙を同封する。

四　徴収法第96条を準用する同法第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書はこの様式を適宜補正して使用する。